

近組 2023-001 号

2023 年 1 月 18 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、本組合の要求に対応可能な予算措置、および準備の有無について説明するよう要求する。

本組合の要求の多くは、貴法人による予算措置がなければ実現できないものであるが、昨年 11・12 月の団交で協議した包括協定の事項にせよ、裁量労働制を適法に運用するための業務削減・人員増員にせよ、貴法人は予算を理由としてほぼゼロ回答、もしくは「検討する」という対応であった。加えて、12 月の団交における阿多人事部長の「限られた人件費総額の中でやっていく」という発言からも、本組合の要求に対応できるだけの予算措置を行う気がまったくないことがうかがえる。

包括協定の協議事項は第 1 次・第 2 次包括協定の締結時点（2020 年 3 月 31 日・2021 年 1 月 31 日）で確定しており、裁量労働制導入にともなう業務削減も導入前から本組合が繰り返し要求していることである。貴法人がこれらについて本組合と誠実協議をするつもりであれば、当該事項を議題とする団交の開催まで何もしないということはありません、事前に予算措置も含めて十分な準備ができていたはずである。にもかかわらず、これらの要求事項についての交渉はまったく進んでいない。団交における貴法人の発言からも、事前に十分な検討が行われていないことがうかがえ、このことから、貴法人が継続協議をするというポーズだけを示し、予算措置をともなう実質的な協議をせずに団交の時間を空費していることがわかる。このような態度は言うまでもなく不誠実団交であり、不当労働行為に該当する。

本組合は貴法人のこのような態度に強く抗議するとともに、ひとまず包括協定で示した協議事項、および裁量労働制導入にともなう業務削減のうち、予算面も含めて検討の進んでいる事項を 1 月 26 日の団交に間に合うよう示すことを要求する。団交において実質的な協議をするには当然の対応であり、今月の団交ではそれに基づいた協議をしたい。

回答は、1 月 23 日までとする。

以上